

標準型

入 札 説 明 書 （別紙－１）

工事名：令和８年度 第ＫＪ２１－１０２号
吉川浄水場等遠方監視制御装置ほか更新工事

◎留意事項

- ・ 当工事の入札は、総合評価方式です。当工事に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書（別紙－１）ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- ・ 当総合評価方式においては、施工体制確認型を導入しており、施工体制確認型実施要領を用いることとしています。施工体制確認型実施要領については、滋賀県HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>)
を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）標準型

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとします。

標準型			
評価の視点	評価項目	配点	提出様式
技術提案	【施工管理】（品質管理）	24.0	4－1
	【施工管理】（工程管理）		4－2
	【施工上の課題】		4－3
企業の施工能力	企業の実績	2.0	5－1
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1.0	6－1
	配置予定技術者等の実績	1.0	6－2
	技能者の資格	1.0	6－5
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結	1.0	7－1
	県内営業所の有無	3.0	7－4
	県内企業の下請活用	2.0	7－7
	建設キャリアアップ [®] システムの利用	0.5	7－12
計		35.5点	

《用語の定義》

用 語	該当する技術者（※）
配置予定技術者等	監理技術者、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者、主任技術者

※ 専任特例 1 号、専任特例 2 号（特例監理技術者）を含み、監理技術者補佐は含まない

（１）着目点に関する技術提案（24.0 点）

本工事において求める「着目点に対する技術提案」は以下のとおり。

視 点	着 目 点
【施工管理】 （品質管理）	遠方監視制御装置更新に係る入出力信号の確実性を担保する具体的な提案を求める。 （参考：着目点設定の背景） アナログ回線から I P 回線の切り替えに伴い、数千点規模の入出力信号の再設定が必要となる。入出力信号の誤りは監視制御に支障をきたすことから、確実性を担保する取り組みが求められる。
【施工管理】 （工程管理）	機器設計および製作期間を短縮する具体的な提案を求める。 （参考：着目点設定の背景） 近年、機器設計および製作期間に多くの時間を要し、工期が長期化する傾向がある。老朽化した機器は速やかな更新が必要なことから、機器設計および製作期間を短縮するための取り組みが求められる。
【施工上の課題】	施工中における遠方監視制御装置の通信停止期間を短縮する具体的な提案を求める。 （参考：着目点設定の背景） 機器更新時は通信が停止し、遠方監視が機能しない期間がある。この間は遠方から水位等が確認できず、運転監視に支障をきたすことから、停止期間を短縮するための取り組みが求められる。

■評価の方法は以下のとおり。

- ・着目点に対する【対策】の提案は、「着目点に対する技術提案」（様式 4-1、様式 4-2、様式 4-3）において最大で 2 つまで提案可能とします。
- ・各【対策】について「優」「良」「可（採用）」の 3 段階で評価を行い、「優」を 4、「良」を 2、「可」を 0 として換算し、その換算値に基づき以下の加算点を評価項目毎（着目点毎）に加算します。

■評価項目における加算点の内訳

○ 5 段階評価

「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価	加算点
換算値 8 以上の場合（「優」 2 つ）	8.0
換算値 6 の場合（「優」 1 つ「良」 1 つ）	6.0
換算値 4 の場合（「優」 1 つ、または「良」 2 つ）	4.0
換算値 2 の場合（「良」 1 つ）	2.0
換算値 0 の場合（「優」「良」共にない）	0

以下に「着目点に対する技術提案」を作成していただくにあたっての＜※作成上の留意事項＞を記載するので、熟読の上で「着目点に対する技術提案」を作成してください。

＜※作成上の留意事項＞

●「着目点に対する技術提案」の内容については加算点評価の有無に関わらず契約条件となり、履行を求めます。また、履行確認方法は、「着目点に対する技術提案」の【対策】に記載された内容を基に契約締結後に監督職員と協議のうえ決定し、着手から完了までその履行状況を確認します。なお、「着目点に対する技術提案」の内容が履行されなかった場合は、工事成績評価において減点措置を行うこととしますので、そのことを十分に留意の上、「着目点に対する技術提案」を行うこと。

なお、減点措置の内容については巻末に記載します。

●「着目点に対する技術提案」の未提出者および白紙提出者は、当工事にかかる「着目点に対する技術提案」の内容が適正でないものと判断し、欠格（無効）として取り扱う。ただし、「着目点に対する技術提案」＜参考資料＞については、この限りではない。また、それ以外にも以下のような場合には欠格（無効）として取り扱う場合があります。

・法令に違反する提案の場合。（なお、欠格（無効）としない場合であっても、その「着目点に対する技術提案」は不採用とします。）

・発注者が求める着目点と無関係な「着目点に対する技術提案」の場合。

●技術提案は、求める視点に関する着目点について、所定の様式に【対策】および【効果】を記述すること。（【効果】は、各【対策】の効果とあわせて技術提案の総合的な効果を記述します。記述方法は自由。）

●1つの着目点に対して最大2つの【対策】まで提案できる。

1つの【対策】欄には、1つの具体的な【対策】を簡潔（全角40文字以内）に記述すること。その他、以下の点に留意すること。

・1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。なお、この場合も【対策】の履行は求めます。

なお、【概要】欄に複数の【対策】が記述されている場合も「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行いません。ただし、【対策】の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた【対策】、目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた【対策】は、この限りではない。

・様式を変更して3つ以上の【対策】の記載があった場合、当該着目点にかかる技術提案の加算点は0点とします。この場合も【対策】の履行は求めます。

・同種や類似の【対策】は、それぞれ1つの【対策】として記載すること。

・【概要】欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等の記載が無く評価できない提案、基準等に定められた通常行うべき提案などについては、加算点評価は行いません。

・「履行確認方法」欄では、「着目点に対する技術提案」の履行状況を受発注者間で確認する方法について提案を求めます。（受注時は、この内容を基に受発注者間で履行確認方法を決定することとします。）「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合は後述のとおり「不採用」とします。

●「着目点に対する技術提案」に前提条件がある場合（「〇〇が生じた場合」や「〇〇が可能な場合」などの記載がある場合）は、加算点評価の対象としないので注意すること。（「不採用」とはしないので、履行は求めます。）

●「着目点に対する技術提案」に対して、発注者が条件を付すことで履行が可能と判断される場合、加算点評価は行わないが、条件付「可」として履行は求めます。

●当該工事における「着目点に対する技術提案」は、A4用紙片面1枚（1ページ）で所定の様式（様式4-1、様式4-2、様式4-3）内に記述すること。なお、「着目点に対する技術提案」が2ページ以上提出された場合は、始めの1ページの記述内容についてのみ評価を行い、2ページ目以降の記述内容については評価しません。（様式の変更を行ってはならない。）
また、評価については、「着目点に対する技術提案」（様式4-1、様式4-2、様式4-3）に記載された内容で評価するものとし、添付された＜参考資料＞については、加算点評価の対象外とします。

●「着目点に対する技術提案」を補完・説明するための参考資料としてパンフレット以外の図表や写真等を添付する場合は、A4用紙片面1枚（1ページ）で所定の様式（様式4-1、様式4-2、様式4-3＜参考資料＞）内に収めて記述の上、提出すること。なお、「参考資料」が2ページ以上提出された場合は、始めの1ページの記述内容についてのみ参考とし、2ページ目以降の記述内容については参考としません。（様式の変更を行ってはならない。）ただし、評価については「着目点に対する技術提案」（様式4-1、様式4-2、様式4-3）に記載された内容で評価するものとし、添付された「着目点に対する技術提案」＜参考資料＞については、あくまで「着目点に対する技術提案」を補完説明する資料であり、その内容でもって加算点評価の対象とはしないので注意すること。

●「着目点に対する技術提案」に記載した資材や機種、工法等を説明するために必要なカタログ・パンフレット（当該工事に特定されるものでなく、汎用性のあるものに限る。）については、補足資料として最低限の提出を認めます。

●以下のような【対策】は、「不採用」とする場合があります。

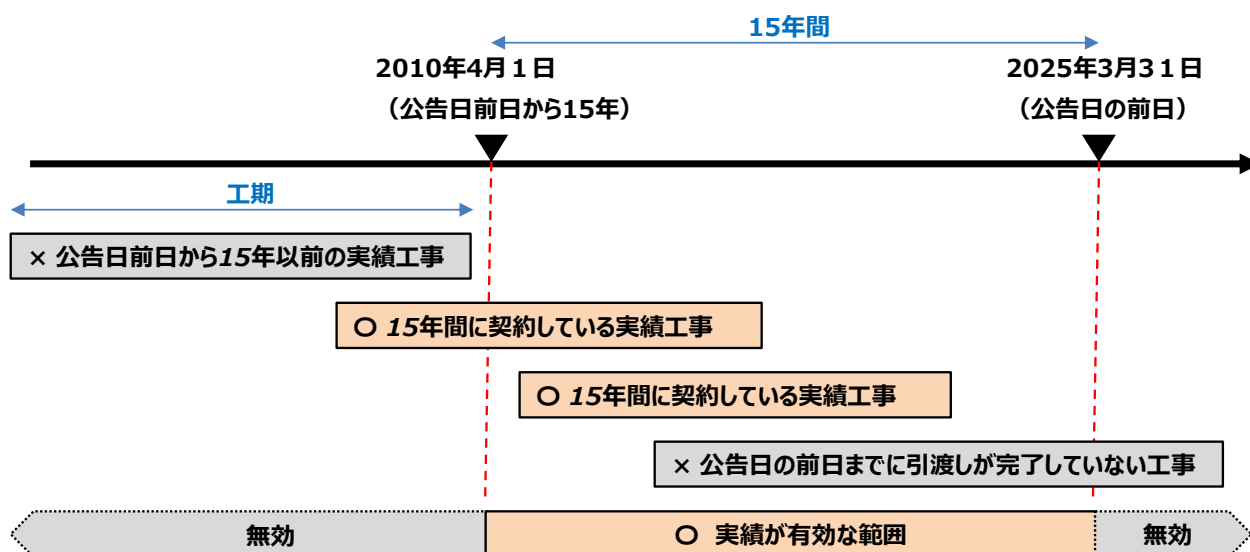
- ・発注者が目的物等に要求する性能以上の過大・過剰な【対策】（いわゆる“オーバースペック”）。
- ・発注者が設計図書に示した工事目的物の寸法、規格、仕様等を変える【対策】。
- ・発注者が現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の【対策】。
- ・法令に違反する【対策】（ただし、内容によっては「無効」とする場合もある。）
- ・提案内容の履行に法令上の手続が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・提案内容の履行に関係機関との協議が必要で、その見通しが明確でない【対策】。
- ・様式内で「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合。
- ・その他、効果が不明瞭な提案など。

●その他、各様式内に＜作成上の注意事項＞が記載されているので、これに基づき技術提案書を作成すること。なお、この＜作成上の注意事項＞が遵守されていない場合は、当該着目点にかかる技術提案書の加算点は0点となる場合があります。

(2) 企業の実績 (2.0 点)

入札公告日の前日から起算して15年間（公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る）にその企業が契約した実績工事（単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）の発注機関の種別・規模等によりにより評価し、下表に該当する評価点を加算点として与えます。

(例) 2025年4月1日が公告日の場合



実績工事は工事实績情報システム（CORINS）に登録されているものに限りま。なお、CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できるほかの資料（※1）の提出を認めます。

「企業の実績」として求める実績工事

上水道または工業用水道の水道施設で、遠方監視制御装置の更新工事を実施した実績。ただし、修繕工事および機能増設工事を除く。

区 分（企業の実績）	評価点
国・都道府県等（※2）の工事施工実績あり	2.0
上記以外の発注機関の工事施工実績あり	1.0
施工実績なし	0

(※1) 「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの

(※2) 「国、都道府県等」とは、国、都道府県、政令指定都市、または次の条件のいずれかを満足する市区町村（水道企業団等一部事務組合を含みます。）をいう。

条件・水道事業の場合 計画給水人口 30 万人以上

・水道用水供給事業の場合 計画 1 日最大給水量 90,000m³/日 以上

・工業用水事業の場合 計画 1 日最大給水量 90,000m³/日 以上

・上記事業のうち 2 事業以上を行っている場合

複数の事業の給水量を併せて、計画 1 日最大給水量 90,000m³/日 以上

ただし、水道事業の場合は、給水人口 1 人当たり、300 リットル／日 とし、

計画人口を乗じて給水量を算定する。

ここでいう、「国」とは、国土交通省、厚生労働省とします。

また「都道府県」とは、全国の都道府県および、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸

術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会とします。

※ 上記地方機関も含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とします。

加算点に有効な提出書類
➤ CORINS 登録データ（必要に応じ CORINS の補足資料）

(3) 配置予定技術者等CPD (1.0点)

配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取組状況について評価します。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めませんが、交代事由が生じた場合は「滋賀県企業庁建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（3.3.4 技術者等の施工能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求めます。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与えます。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求めます。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができることとしますが、その場合は、「(3) 配置予定技術者等CPD」、「(4) 配置予定技術者等の実績」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価します。

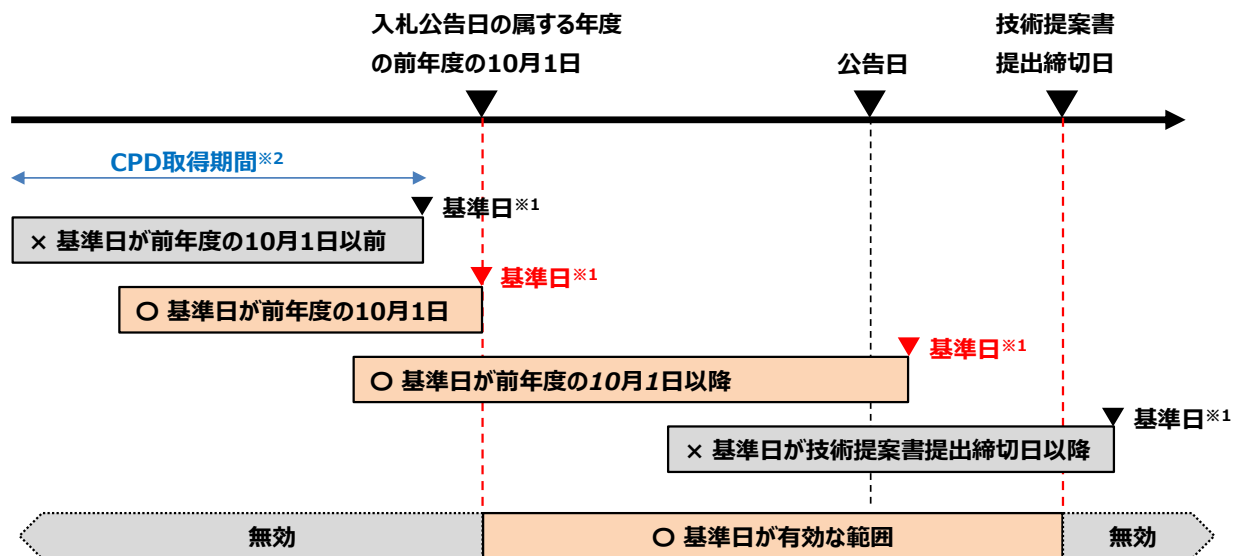
当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要です。

区 分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明 なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明 あり(必要な水準)	1.0

団体名	評 価 対 象	評 価 点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体 (技術士会、土木学会、 都市計画学会など)	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

加算点に有効な提出書類	
➤	発注工事業種等に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料（加算点によらず提出が必要）
➤	各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し

(4) 配置予定技術者等の実績 (1.0 点)

入札公告日の前日から起算して15年間（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）に、主任技術者、監理技術者または現場代理人（※1）として単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）における契約にて従事した実績を有する者を、今回の工事において配置予定技術者等として配置する場合、下表に該当する評価点を加算点として与えます。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めませんが、交代事由が生じた場合は「滋賀県企業庁建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（3. 3. 4 技術者等の施工能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求めます。

現場代理人（※1）として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求めます。

実績を申請する技術者の配置予定役職を現場代理人（監理技術者等は別の者）とする場合は、今回の発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ります。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求めます。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができますが、その場合は、「(3) 配置予定技術者等CPD」、「(4) 配置予定技術者等の実績」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価します。

当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要です。

実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、実績工事の工期すべてに従事していた場合に限定します。（途中交代していた場合は不可とします。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とします。CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できるほかの資料（※2）の提出を認めます。

なお、配置予定技術者等の申請企業における実績のみを評価の対象とします。

「配置予定技術者等の実績」 として求める実績工事

上水道または工業用水道の水道施設で、遠方監視制御装置の更新工事を実施した実績。ただし、修繕工事および機能増設工事を除く。

区 分（配置予定技術者等の実績）	評価点
国・都道府県等（※3）の工事従事実績あり	1.0
上記以外の発注機関の工事従事実績あり	0.5
従事実績なし	0

（※1）実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限り（主任技術者は不可）。

（※2）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの

（※3）「国、都道府県等」とは、国、都道府県、政令指定都市、または次の条件のいずれかを満足する市区町村（水道企業団等一部事務組合を含みます。）をいいます。

条件・水道事業の場合 計画給水人口 30 万人以上

・水道用水供給事業の場合 計画 1 日最大給水量 90,000m³/日 以上

・工業用水事業の場合 計画 1 日最大給水量 90,000m³/日 以上

・上記事業のうち 2 事業以上を行っている場合

複数の事業の給水量を併せて、計画 1 日最大給水量 90,000m³/日 以上

ただし、水道事業の場合は、給水人口 1 人当たり、300 リットル/日 とし、

計画人口を乗じて給水量を算定します。

ここでいう、「国」とは、国土交通省、厚生労働省とします。

また「都道府県」とは、全国の都道府県および、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、(旧)滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県希望が丘文化公園、(公財)滋賀県スポーツ協会とします。

※ 上記地方機関も含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体(公社、協会などの外郭団体)を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とします。

加算点に有効な提出書類
➤ CORINS 登録データ(必要に応じ CORINS の補足資料) ➤ 現場代理人として従事した施工実績の場合は、施工実績の工事開始日時点で監理技術者の資格(主任技術者は不可)を有していたことが確認できる資料

(5) 技能者の資格 (1.0 点)

現場で実作業に従事する技能者が「登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項）」の有資格者である場合に、以下の評価点を加算点として与えます。なお、評価対象となる技能者は、元請・下請の別は問いませんが、その者が当該作業において常駐し、中心となり作業を行うことを条件とします。

有資格者の従事ありの場合は、契約後、それを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求めます。また、現場にて技能者の確認を行います。その際に、従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行います。

区 分（指定作業における技能者の資格）		評価点
有資格者の従事	なし	0
「登録基幹技能者」の有資格者の従事	あり	1.0

なお、評価の対象とする職種（作業）については、下表のとおりとします。

複数設定している場合、いずれかの資格に対して申請があれば、評価点を加点します。

<評価対象としての資格・職種一覧>

1. 登録基幹技能者

登録基幹技能者の種類 【登録★★基幹技能者】 注★★には以下の種類がはいる	基幹的な役割を担う建設業の種類
電気工事	電気、電気通信
計装	電気、管、機械器具設置、電気通信

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(6) 防災協定の締結 (1.0 点)

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において国や県との防災協定（※1）の締結の有無に応じ、評価点を加算点として与えます。また、それを確認できる資料として以下の①または②のいずれか一方の提出を求めます。

<協定締結を確認できる資料>

- ① 各種協定締結団体が入札参加者に発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において防災協定を締結していることが確認できる「証明書（写）」（協定締結団体の押印があるもの）
- ② 協定書の写し（県との協定の場合は不要）、および、入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において入札参加者が当団体の会員として在籍していることが確認できる「在籍証明書等（写）」（協定締結団体の押印があるもの）

区 分（防災協定の締結）	評価点
国または県との防災協定の締結 なし	0
国または県どちらか一方と防災協定の締結 あり	0.5
国および県の両方に防災協定の締結 あり	1.0

＜評価の対象とする防災協定＞

(※１)・近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所などの近畿管内地方機関も含む）、滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁も含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とします。

＜参考＞滋賀県との防災協定の名称及び締結団体（令和８年１月現在 滋賀県地域防災計画 他）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/12559.html>

◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）プレハブ建築協会（H8.3.25）

◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）全国木造建設事業協会（H8.3.25）

◇災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書：滋賀県建築組合（R7.12.24）

◇災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書：（一社）滋賀県産業資源循環協会（H25.8.27）

◇災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書：（一社）（滋賀県解体工事業協会）（R4.11.21）

◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県建設業協会（H8.3.29）

◇災害時における応急対策活動への応援に関する協定書：滋賀県塗装工業協同組合（H26.3.3）

◇災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書：

（一社）滋賀県建設業協会各支部（H26.3.11）

◇災害時における水道施設の応急普及の応援協定：滋賀県管工事業協同組合連合会（H19.3.27）

◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県電業協会（H20.3.11）

◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県電気工事工業組合（H24.3.13）

◇地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定：

（一社）滋賀県下水道管路維持協会（H20.3.25）

◇自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定：（一社）日本下水道施設業協会（H26.7.14）

◇災害時における応急救護活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県造園協会（H20.5.7）

◇緊急事態発生時における琵琶湖大橋の通行規制の応援に関する協定：県内企業１社（H26.4.1）（滋賀県道路公社）

◇無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）：

滋賀県環境整備事業協同組合(H16.1.19)、湖北清掃事業協同組合(H16.1.19)

◇災害時における応急活動への応援に関する協定書：有限責任中間法人 滋賀県道路建設協会(H19.3.27)

◇漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書：県内企業 37 社（R8.5.1）（滋賀県企業庁）

◇災害時における調査等の相互協力に関する協定：（公社）土木学会 関西支部(H27.2.6)

◇災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書：

（一社）日本建設業連合会関西支部（H29.2.20）

◇災害時における機械設備の応急業務に関する協定書：（一社）滋賀県空調衛生設備工業会（H29.11.1）

◇災害時等におけるクレーン等の供給に関する協定：（一社）全国クレーン建設業協会 滋賀支部(R2.3.17)

◇災害時における滋賀県道路公社所管施設等の緊急災害応急対策に関する協定書：

（一社）日本橋梁建設協会（R3.9.1）（滋賀県道路公社）

加算点に有効な提出書類
➤ 国との防災協定締結を証する①または②のいずれかの資料 ① 各種協定締結団体が発行する証明書（写） ② 協定書（写）および協定締結団体への在籍証明書（写） ➤ 県との防災協定締結を証する①または②のいずれかの資料 ① 各種協定締結団体が発行する証明書（写） ② 協定締結団体への在籍証明書（写）

（７）県内営業所の有無（３．０点）

入札公告日における「県内営業所の有無」について評価を行い、以下の評価点を加算点として与えます。なお、ここでの「営業所」とは、建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた営業所をいう。

「滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合は、「建設業許可申請（届出）書の表紙および別紙２」の写しおよび当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）の提出を求めます。

区 分 （県内営業所の有無）	評 価 点
営業所が滋賀県内にない。	0
「従たる営業所（その他の営業所）（支店）」が滋賀県内にある。（※）	1.0
「主たる営業所（本社・本店）」が滋賀県内にある。	3.0

※ 工事の競争参加資格要件とする対応許可業種を有する場合を加算点評価の対象とします。また、当該営業所が入札参加営業所かどうかは問わない。

加算点に有効な提出書類
➤ 「滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿」への登録がない場合、①②の資料 ① 「建設業許可申請（届出）書の表紙および別紙２」の写し ② 営業所が県内にあることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款など）

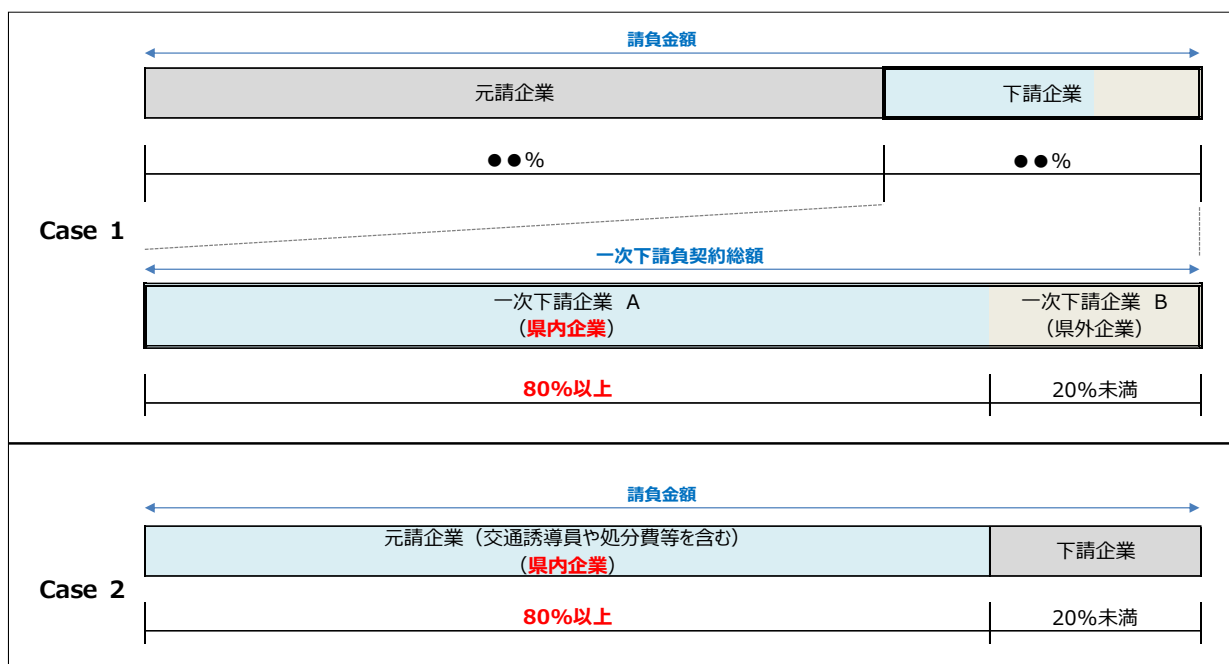
（８）県内企業の下請活用（２．０点）

当該工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価します。具体的には、次の条件を満たす場合に評価します。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行する予定をしている場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。
また、工事完了時に下請負契約の確認を行います。確認の結果、評価対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行います。

区 分 (県内企業の下請活用の有無)	評価点
県内企業の下請活用 なし (上記 (条件) の実施)	0
県内企業の下請活用 あり (")	2.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし (様式への記入のみ)

(9) 建設キャリアアップシステムの利用 (0.5 点)

監理技術者等および現場代理人を除く 3 名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価します。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の 90% 以上（例：就業日数が 60 日の場合は、54 日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3 名以上の建設技能者それぞれが 90% 以上を達成することを要件とします。なお、技能者が CCUS のカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とします。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととします。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とします。

「3 名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点で不要とします。

契約後、工事の着手から完了まで、監督員により建設技能者 3 名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求めます。

なお、3 名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行います。

区 分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3 名以上の建設技能者が継続利用しない	0
3 名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし （様式への記入のみ）

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評定の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じて以下のとおり減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、着目点に対する技術提案、技能者の資格、県内企業の下請活用、建設キャリアアップシステムの利用とします。

履 行 率	減点係数(α)
50%未満	1. 0
50%以上 75%未満	0. 6
75%以上 90%未満	0. 3
90%以上 100%未満	0. 1

- ・「技能者の資格」における減点係数は、以下のとおりとします。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で有資格者の従事ありと申請したが、該当する職種の作業時に現場に常駐していない場合、減点係数(α)を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。
 - ・「県内企業の下請活用」における減点係数は、以下のとおりとします。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で県内企業の下請活用ありと申請したが、施工体制台帳や施工体制点検等で加算点評価となる条件が満たされていないことが確認された場合、減点係数(α)を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。
 - ・「建設キャリアアップシステムの利用」における減点係数は、以下のとおりとします。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で3名以上の建設技能者が継続利用すると申請したが、受注者の責任において、事業者登録および3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合、減点係数(α)を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。
2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定(法令遵守等)において減点する。
- (各着目点の不履行による減点数) = α × β × 3
 - α : 減点係数
 - β : 受注者の各着目点の加算点数
 - (工事成績評定における減点数) = (各着目点の不履行による減点数) の総和
- ※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。なお、「技能者の資格」、「県内企業の下請活用」、「建設キャリアアップシステムの利用」については、上記1のとおり評価項目単位とします。

3. 履行確認方法については、以下のとおり。

- (1) 技術提案の履行確認のとりまとめについては、(別紙)「技術提案の履行確認書」の提出による。
- (2) 工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出します。
- (3) 受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとします。
- (4) 計算結果については、受発注者の両方で確認を行います。